長与町農業委員会会議録

平成２６年３月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年３月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年３月２５日（火）９時３０分～１１時２５分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第３号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地改良届出報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　おはようございます。総会が始まる前に総会規則について申し上げます。平成２６年３月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上の１６人全員の出席であることをご報告いたします。それでは総会に移りますが例月の通り議長は会長が務めることとなっておりますので議事等の進行も併せてよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。みかん出荷等でお忙しいところ、農業委員会総会に全員の出席をいただきましてありがとうございます。先日、県の農業会議で、農地中間管理機構について説明がありました。農業をやめたい、高齢化で農地を半分に減らしたいとかいろんな方がいらっしゃいますので、その農地を中間管理機構が借り受けるなりして、新たに認定農業者等に貸付けるといった制度のようです。内容的には、なかなか長与町では難しいところがありますが、これから荒廃園を無くすためには、こういう制度を利用した方が町としても農業委員会としてもいいのではないかなと勉強してきました。いろんな問題があるようですが、農業委員の皆さんの協力がなければ何もできないとの説明でもありましたので、今後ともよろしくお願いいたします。本日は案件が３条・５条とありますが審議をよろしくお願いいたします。

まず始めに、日程第１の長与町農業委員会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２名指名させていただきますがご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　異議なしということですので、議事録署名委員に８番柿本委員さん、９番梶尾委員さんを指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてが３件、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてが２件、第３号議案　農用地利用集積についてが６件、以上までが議案審議となっております。そして、最後に日程第３の報告事項となっております。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入りますが議案等でご意見・質問をされる際は挙手をして番号指名を必ずお願いをいたします。なお、例月のことですがご意見並びにご質問は議事録に記録して公開されることとなっておりますので審議内容に沿ってご発言をいただきますようお願いをいたします。

それでは、日程第２、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　はい。先に送付いたしました議案書の１ページをお開き下さい。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてになります。整理番号３（３－１）、申請地が長与町丸田

郷（地番）、畑、面積が５，０４２㎡。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が諫早市多良見町（地番）、（氏名）さん。譲受人が長与町丸田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は売買による所有権移転です。譲渡人は、今後も耕作していくということが難しいとお考えのようです。現地で確認しましたところ、傾斜地で山林化の割合が多いような状況ですが、一部畑として利用可能なところも見受けられました。現在、譲受人は長崎市内で２，９２５．１７㎡の農地をお持ちになっており、購入予定地と合わせて７，９６７．１７㎡になります。労働力は本人と奥さんのお二人です。また、市街化調整区域内となっております。

申請地の場所をご説明いたします。２ページをお開きください。長与町の（施設名）を過ぎて約４５m行った場所から左に曲がり、少し行った斜め右に曲がる道路を直進しますと二股になった川がありますが、その橋を渡った正面が申請地の中央より下側になります。申請地の左上部分の方には町の（施設名）があります。

申請があった場合は法的な説明を行うこととなっております。今回も、権利移動の制限に関する事項の第１号から第７号までの要件に該当しないという報告をもって説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから何か補足説明があったらよろしくお願いいたします。

９　番　　はい。９番梶尾です。今、説明があったように、この土地は丸田谷の一番上の方です。（氏名）さんが地主さんでおられたのですが、早くに亡くなられ、その娘さんが譲渡人になります。耕作する意思が無いということで売買の希望があっていたようです。譲受人の（氏名）さんは、長崎市の野母で椿とか野菜を栽培されており、他にどこかないだろうかと探されておりました。３月２０日に事務局と現地を見たのですが、みかんや野菜を植えていた形跡がありました。（譲受人）さんは、これから草を刈り、今年からでも少しずつ耕作していきたいという希望を持っておられます。

議　長　　説明が終わりましたが、委員さん皆様方から何か質問・ご意見はありませんか。

５　番　　はい。５番白﨑です。譲受人の（氏名）さんの年齢は何歳ですか。

事務局　　譲受人の（氏名）さんは６１歳です。

議　長　　他に質問等ありませんか。質問等が無いようでしたら審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容については何も問題無いようですので、農地法第３条の規定による許可申請について許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとの事ですので、許可することに決定いたします。
次に、２件目の農地法第３条の規定による許可申請についてですが、３件目と関連があるように見受けられますので合わせて説明をお願いいたします。

事務局　　はい、３ページをお開き下さい。同じく農地法第３条の規定による許可申請についてになります。整理番号４（３－２）と整理番号５（３－３）を合わせて説明いたします。
まず、整理番号４（３－２）です。申請地が長与町岡郷（地番)、畑、面積が１７㎡。農地区分は農用地区域内の１筆です。申請者は譲渡人が長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。申請目的は所有権移転の贈与となっております。また、(譲受人）さんの耕作地は申請地を含め３，３１０㎡。労働力は本人お一人です。都市計画区域外となります。
続けて３件目をご説明いたします。整理番号５（３－３)、申請地が長与町岡郷（地番)、畑、面積が２５㎡。農地区分は農用地区域内の１筆です。申請者は譲渡人が長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。申請目的は先程と同じく所有権移転の贈与となっております。(譲受人）さんの耕作地は９，１１８㎡。労働力はお二人です。これも同じく都市計画区域外です。整理番号４と整理番号５の譲渡人と譲受人は、面積の違いはありますが、申請者の隣接する農地をお互い取得して農地の合理的活用を図ることで、今回、申請されています。
１件目と同様に、権利移動の制限に係る事項の第１号から第７号までの要件に該当しないという報告をもって説明を省略させていただきます。
整理番号４と整理番号５の申請地の場所を説明いたします。４ページをお開き下さい。国道○○号線の○○バス停から約１６０ｍ戻りますと海岸に降りて行く急カーブの道があります。その道を約１２０ｍ下りた場所で青色に表示しているところになります。お互いの土地の形状を詳しく説明いたします。上と下の畑の高低差は結構あります。コンクリートで擁壁を造られておりますが、中央部の高い方から道路側が（２件目譲渡人）さんに贈与され、手前から擁壁に沿った平地の部分が（２件目譲受人）さんに贈与されるということになります。先月の総会において、(２件目譲受人）さんの子供さんから農地転用申請があった土地

の隣接地ということになります。

議　長　　事務局からの説明に関連し、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

６　番　　はい、６番柿本です。３月２０日に現地を確認しました。この申請地につきましては、先月、（地番）を（２件目譲受人）さんの子供さんが分家住宅を建てるための転用申請が上げられていました。事務局から説明がありましたように、コンクリート擁壁がまっすぐ畑を通っています。それを今回、（２件目譲渡人）さんと（２件目譲受人）さんが農作業の利便性を考えてお互いに贈与しましょうということの申請です。何ら問題は無いと思われます。

議　長　　説明が終わりましたがご意見・ご質問等ありませんか。ご意見・ご質問等が無かったら審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容については何も問題無いようでしたので、農地法第３条の許可申請の整理番号３と４については許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとの事ですので許可することに決定いたします。次に第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について説明をお願いいたします。

事務局　　はい、５ページをお開き下さい。第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。整理番号３（５－１）、申請地が長与町岡郷（地番）、畑、面積が３６９㎡です。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は住宅用地として贈与での所有権移転となります。

施設の概要は木造瓦葺２階建て、建築面積は５７．９６㎡となっております。備考欄にも記述していますとおり、現在、譲受人は親子同居での生活をされておりますが、手狭なため今回住居を建築したいということでございます。この土地は平成２５年１１月１２日付けで農用地の除外の許可を受けているところでございます。雨水の排水は既設の水路へ、汚水は

公共下水道に接続するということになります。また、北側にある農地に日照の影響が出ないように農地から４m離した位置で建築する事になっております。都市計画区域外です。

法的な説明が必要として、立地基準は２種農地であることを申し上げて一般基準は問題ないという報告をもって説明を省略させていただきます。

申請地の場所を説明いたします。６ページをお開き下さい。国道〇〇号線の〇〇バス停から約２０m行きますと二股になった道路があり、左に行きますと（施設名）の外周を回るような状態になります。その二股の道路から右上に上って約１７０mのところに〇〇集落センターがございます。その先の青色で表示しているところになります。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区委員さんから補足説明はありませんか。

６　番　　６番柿本です。現地確認を、３月２０日に事務局とハウスメーカー、そして行政書士の方といたしました。今、説明がありましたように、申請人は親子関係で同居されております。今回、申請地に分家住宅を建てるということでございます。ここは農用地除外も済んでおり、別段問題無いと思われます。雨水については記載されてありますとおり既設の水路に放流し、汚水については公共下水道に接続するということで問題無いと思われます。周囲に農地がありますが、転用した後に周囲の農地に影響は無いと思われます。

議　長　　ただ今、地区担当委員さんから説明が終わりました。皆さん方から何かご意見・ご質問等ありませんか。ご意見・ご質問等が無いようですので審議を終了したいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容について何ら問題無いようですので、県に進達することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、進達することに決定いたします。同じく農地法第５条の規定による許可申請について説明をお願いいたします。

事務局　　はい、５ページをお開き下さい。同じく農地法第５条の規定による許可申請です。

整理番号４（５－２）。申請地が長与町高田郷（地番）、畑、面積が５６㎡。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が長崎市小ヶ倉町（地番）、（氏名）さん。申請目的は住宅用地として売買での所有権移転となっております。

施設の概要は木造ガルバリウム鋼板葺き２階建て、建築面積は８６．１７㎡となっております。

備考欄に記述しておりますように○○区画整理区域内の造成地の仮換地である土地に住宅を建築されるということです。ここは元々市街化調整区域ですが、４条の申請を出されて国の許可をもらって組合施行の区画整理事業をやっております。４条は自己が建築する場合に造成して建てるという条件です。今回、４条の許可申請は不要です。都市計画区域内の市街化区域では届出が必要ですが、ここでは４条について届出もいらないということです。今回は５条ですので許可申請扱いで県への進達となります。

また、転用面積で申し上げました１２㎡と、別の仮換地であります１６７㎡の合計１７９㎡が宅地の面積となります。

なお、雨水排水・公共下水道は住宅用地として整備済みであります。インフラは整っていますが供用開始は今月下旬頃ということです。現在は、市街化編入前なので市街化調整区域内ということで地区的なものは判断することになります。

区画整理区域内でも法的な説明も必要なのですが、農地区分は先程申し上げた内容も含めて３種農地で、一般基準は問題ないという事で説明を省略させていただきます。

次に申請地の場所を説明いたします。７ページをお開き下さい。今の時点での造成後の計画図になります。図面の中央部に黄色に表示している所があります。ここの住居地区の中の赤色で囲んでいる所が申請地の場所になります。今回が初めての１件です。４月から順次出てくるものと思われますので、その際今回をよく見ていただいて地形的なものも併せてご審議いただければと思います。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明をお願いいたします。

９　番　　９番河内です。３月２０日に現地を見ました。事務局から説明があったとおりで現在、○○区画整理の宅地造成中で周辺は住宅地となりますので、周辺に農地は全くありません。インフラも間もなく供用開始されるということで問題無いと思われます。

議　長　　ただ今、担当地区委員さんから説明がありましたが、ご質問・ご意見等ありませんか。来月から順次出てくると事務局から説明がありましたが、何でも結構ですので質問があったらお願いいたします。

１５番　　１５番内村です。７ページの図面で、換地前の（地番）から矢印で仮換地後の（街区番号）

と書いてありますが、（地番）と（街区番号）の関係を説明して下さい。

事務局　今回の申請地であります（地番）と実際に物が建つ（街区番号）の関係は、今回で言えば元々（地番）が畑で、面積が２反ちょっとあり、そのうち５６㎡を分筆しています。この５６㎡の畑を宅地として仮換地指定した場合、仮換地面積は１２㎡となります。（街区番号）の１６７㎡も別の場所にあった従前地が仮換地指定を受けており、併せて１区画の住宅用地となっています。

６　番　６番柿本です。この事業で農地から宅地への減歩率はどの位になりますか。

７　番　７番辻田です。申請件数がどの位になるか教えて下さい。

事務局　住宅が３５０戸位と聞いております。添付している図面で、住居系地区の他、公共系地区と商業系地区と分かれておりますので、プラスαした件数が実際に建つと思います。図面を見ていただきますと、右上に色別で住宅地区Ａ・Ｂ等の凡例が書いてあります。このブロックごとの開発が進められています。現在、町有地の山林の横に少し住宅が建っていますが、これは全て先程申し上げました４条の申請で、所有者である地権者の方で家を建てているということです。今回の１件は違いますが、ほとんどの方が自己所有の住宅を建てているということです。先般、現地確認に行きましたが、３０軒位は上の方に建っていました。そこは１期だと思います。後、２期・３期と期間を置いて住宅が建ってくると思います。

組合としても、年次計画の中でブロック毎の整地を進めて住宅を建てていくということで、５条申請で宅地を仮契約されている方が大勢いらっしゃるということを聞いております。

減歩率は組合の方にお尋ねしないと今は分かりません。㎡単価も幾らかというのは分かりませんが、１区画当たりの価格と区画当たりの面積が組合のホームページに載っていました。１工区で１区画当たり１６７㎡から２０５㎡で、１区画当たりの土地の値段が９６５万２千円から１,３５３万６千６百円です。

計画図の地図で、住居地区Ａが緑色、住居地区Ｂが黄色で表示されています。住居地区Ａは第１種低層住居専用地域で、建蔽率が５０％・容積率が８０％となります。住居地区Ｂは第１種住居地域で、建蔽率が６０％・容積率が２００％となります。

議　長　他にお尋ねしたいことはありませんか。

７　番　７番辻田です。１号公園の上の方は山になっていますが、市街化区域になりますか。

事務局　　地区計画区域の中に含まれているところになれば、市街化区域に編入となります。今は、確認できておりません。

５　番　　５番白﨑です。道路はいつから供用開始になりますか。

１０番　　１０番河内です。役場前の橋が出来るのが２９年度事業ということでお聞きしています。道路については住宅地に行く為の道路で、入居前には整備しますと区画整理組合の方にお聞きしています。１期分については本年の４月位から入居されるだろうということをお聞きしています。西高田の（施設名）の方の道路はまだ出来ていません。現在は土羽を削っています。

議　長　　他にありませんか。ご意見・ご質問が無いようでしたらこれで審議を終了したいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容について何ら問題無いようですので、県に進達することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、進達することに決定いたします。次に、第３号議案　農用地利用集積計画について説明をお願いいたします。

事務局　　はい、第３号議案　農用地利用集積計画についての１ページをお開き下さい。朗読と説明をいたします。

第３号議案　農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２６年３月２５日、長与町農業委員会会長　田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規程の基づき農用地利用集積計画の議決を求められましたので提案する。ということです。

次に２ページをお開き下さい。平成２６年第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１

項の規定により、農用地利用集積を定める。平成２６年３月１９日。長与町長　吉田愼一。

次に３ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。長与町長　吉田愼一。これは例月のとおりでありますが、年月日の記入につきましては総会を経て町長部局の決済後公告することになります。

４ページをお開き下さい。これから説明します６件の利用集積計画の集計になります。５ページから２１ページの中で、個別に説明をさせていただきますので、省略をいたします。

それでは、１件目について説明させていただきます。５ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長崎市現川町（地番）。利用権の設定をする者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、面積が１，９２８㎡。具体的な作物はみかん。同じく、（地番）、田、面積が９５０㎡。具体的な作物は水稲。同じく（地番）、田、面積が９０２㎡。具体的な作物は水稲です。合計面積は３，７８０㎡となっております。利用権の種類は３筆とも使用貸借権です。平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間で新規です。

利用権の設定を受ける（借主）さんは、新規就農ということになります。昨年まで、お住まいの現川町の方で２，０００㎡の農地を所有しており、水稲を栽培していたとお聞きしておりますが、ＪＲの取付道路と期限付きの作業場になって、現在所有する農地は持っていないということでございます。そういった理由で、もう一度耕作するために農地を借りて農作業を行いたいとご希望されております。実家は農家でございます。

就農計画の書類を提出していただいていますので申し上げます。営農部門は水稲とみかん栽培で、温州みかんとデコポンです。今の農地をそのまま引き継ぐということでございます。

農業労働力は、ご本人お一人で、年間２００日。機械等は、農器具としてトラクター・ハーベスタ・田植え機・テーラー・運搬用トラックを自己所有されています。

土地の所在地を申し上げます。７ページをお開き下さい。県道〇〇線沿いに（施設名）がございますが、その施設前の〇〇バス停から約１２０ｍ戻った、県道と川に挟まれています田の２筆、（地番）と（地番）です。もう１筆が、その２筆の田から約９０ｍ戻った場所から、右手側の住宅地を約６０ｍ進んだところの右側の畑で、青色で表示しているところになります。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１３番　　１３番井上です。（貸主）さんは、３～４年前に病気をされて農作業が出来ないということで、誰か借りる方がいないか探されていたようです。今は歩ける状態まで回復されていますが、作業は難しいというお考えのようです。

議　長　　ただ今説明が終わりましたが、質問等はございませんか。

８　番　　８番柿本です。この田なり畑の借地料は無いようですが、田はいい場所なので賃料を取ってもいいように思いますが。

事務局　　内容については、農林水産課から聞き取りをしてご説明していますが、賃料を取ることなく貸したい、借りたいというだけのことであったようです。

１４番　　１４番山口です。（借主）さんは通って来られるようですが、何歳位の方ですか。

事務局　　（借主）さんは６４歳です。

議　長　　他に質問等が無ければ、何ら問題無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので、許可することに決定をいたします。次の農用地利用集積計画について説明をお願いいたします。

事務局　　はい、８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、面積が１，８３７㎡。利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物は水稲。２筆目が、同じく７２７番地、田、面積が１，１５４㎡。利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物は水稲。合計面積が２，９９１㎡。２筆とも平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの３年間で、継続となります。
　土地の所在地を申し上げます。１０ページをお開き下さい。○○橋の中央付近を起点としまして、橋の下の畦道を約３７０m進んだ先の青色で表示しているところになります。圃場整備された田の一帯です。

議　長　　地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１２番　　１２番坂口です。（借主）さんは高齢ですが、奥さんとお二人で作業をされるということ

です。

７　番　　７番辻田です。貸主の（氏名）さんの地区担当なので説明します。本人があまり水稲を作る意欲が無いので、借主の（氏名）さんに継続で貸すということです。

議　長　　他にありませんか。ご意見・ご質問等が無ければ審議を終了いたしたいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容と説明に対して、問題無いようでしたので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定いたします。次の農用地利用集積計画については、３件目と４件目は地区が同じですので、続けて説明をお願いいたします。

事務局　　はい、１１ページをお開き下さい。３件目から順次説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、面積が１，１１７㎡。２筆目が、同じく（地番）、田、面積が２，１５５㎡、合計３，２７２㎡です。２筆とも、利用権の種類は賃貸借権。具体的な作物は水稲。平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間です。年間の借賃は現物支給で、合わせて米２４０ｋｇとなっております。継続です。

続けて４件目をご説明いたします。１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町岡郷（地番）。利用権の設定をする者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権の設定をする土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、面積が１，７４３㎡。利用権の種類は賃貸借権。具体的な作物は水稲。平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの３年間です。年間の借賃は現物支給で、米６０ｋｇとなっております。継続です。

３件目と４件目の土地の所在を申し上げます。１５ページをお開き下さい。３件目の方からご説明します。〇〇小学校正門前の横の道路から入って、グラウンドに沿って平行に進み、グラウンドの角から２つ目の角を右に曲がった先の約１２０m行った、青色で表示している

ところになります。○○小学校の正門からは約３００ｍの距離になります。
　４件目の方は、先程申し上げた○○小学校の正門横の道路から入って、グラウンドに沿って平行に進み、グラウンドの角からまっすぐ約９０ｍ行った先の左に曲がる角を入った青色で表示しているところです。横の土地は雑種地となっています。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

５　番　　５番白﨑です。２件とも十分管理されていますので、問題無いと思います。

議　長　　地区担当委員さんから補足説明がありましたが、皆さん方から何かご質問・ご意見ございませんか。質問等が無ければ質疑を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容と説明に対して、問題無いようでしたので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定いたします。次の農用地利用集積計画については、５件目と６件目の地区が同じですので合わせて説明をお願いします。

事務局　　はい、１６ページをお開き下さい。まず５件目からご説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町嬉里郷（地番）。利用権を設定する土地、長与町岡郷（地番）、畑、面積が１７４㎡です。利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物は野菜となっております。平成２６年４月１日から平成３２年３月３１日までの６年間です。新規となっています。
　続いて１９ページをお開き下さい。６件目になります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、諫早市多良見町（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は４筆ございます。長与町岡郷（地番）、畑、面積が３，８７３㎡。同じく（地番）、畑、面積が２３９㎡。同じく（地番）、畑、面積が１，８０７㎡。同じく（地番）、畑、面積が１，５５５㎡。４筆の合計面積が７，４７４㎡です。４筆とも、利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物はみかん。平成２６年４

月１日から平成２７年３月３１日までの１年間。これは新規となっていますが、実際には引き続きで、１ヶ月の空白期間の度、新規にしてあるということでございます。前回も（借主）さんは１年契約でありました。

５件目と６件目の土地の所在地を申し上げます。１８ページをお開き下さい。５件目の方からご説明いたします。国道○○号線の○○バス停から約３００ｍ戻った場所に、（施設名）がありますが、そこに下る急な坂道があります。農業者の方で作られたコンクリートの道路ですが、約４０ｍ下った左側で、青色で表示しているところになります。

次に６件目の所在地をご説明いたします。２１ページをお開き下さい。同じく岡郷の○○地区になります。（会社名）の真上あたりになります。緩やかな左カーブになった中央付近から約６０ｍ過ぎました国道左下の２筆と、国道を挟んだ右上の２筆の青色で表示しているところになります。上と下合わせて４筆となります。

議　長　　事務局から説明が終わりましたが、地区担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。

６　番　　６番柿本です。５件目の場所は説明がありましたが、自宅のすぐそばです。労働力は３名で、農業に熱心な方です。６件目の（借主）さんと（貸主）さんですが、（貸主）さんは体調を崩されて、どうしても管理が出来ないということで１年毎の貸借関係を結んで管理をしてもらっています。農地が国道を挟んで上と下にあり、樹齢が５０年前後のみかんの木が植えてあります。管理も行き届いておりますので問題は無いと思われます。

議　長　　地区担当委員さんからの説明が終わりましたが、皆さん方から何かご質問等ありませんか。質問等が無ければ質疑を終了いたします。よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容と説明に対して、問題無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定いたします。次に日程第３　報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　はい、報告事項の１ページをお開き下さい。朗読と説明をいたします。非農地証明交付願報告書です。申請人（所有者）の氏名及び住所は、（氏名）さん、福岡県北九州市（地番）。申請地は、長与町嬉里郷（地番）。地目は畑、現況は雑種地。面積は２５８㎡です。用途区域は市街化調整区域内。証明を受けたい理由として、昭和４５年頃に周辺の宅地造成に伴い急傾斜地となっている場所です。また、（事業名）として、農地法第４条等の許可を受けておる区域内に入っています。造成後、一部擁壁になっています。それ以外の土地が残地となっており、農地として使用不可能な状態に見受けられました。

申請日が平成２６年２月２４日。確認日が平成２６年２月２８日。上記のとおり、平成２６年２月２４日付け申請非農地証明交付願につきまして現地確認を行ったので、報告をいたします。平成２６年３月２６日　農業委員　辻田三男、同じく河内秀治、同じく山口益子。代読です。

土地の所在を申し上げます。２ページをお開き下さい。○○小学校前の○○橋を過ぎまして約３０ｍ直進し左に曲がると、○○公民館に突き当たります。そこから山手にある住宅地への道を登り上がった先の青色で表示しているところになります。この申請地は、造成地の付帯擁壁と階段に挟まれた状態で、勾配がある形状です。

議　長　ただ今の報告事項について、何かございましたらご質問をお願いいたします。

７　番　７番辻田です。報告いたします。２月２８日に確認をいたしました。現況は、（事業名）内の斜面地であり耕作困難でありました。

議　長　次の報告事項をお願いいたします。

事務局　はい、３ページをお開き下さい。農地改良届出報告書になります。土地の所在は、長与町本川内郷（地番）。地目が台帳・現況とも畑。面積が２，６５０㎡のうち１，５８０㎡が対象となっております。土地所有者の氏名が、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。作付け作物は果樹。農地改良の目的は、現在５段になっております畑の状態を、１枚にして段差を解消し、農作業の利便性の向上を図る為の工事の届出となっております。完了は平成２６年３月１７日です。

上記の通り、農地改良届が平成２６年３月３日付け提出され、現地確認が平成２６年３月５日に行いましたので、報告いたします。平成２６年３月２５日、農業委員　柿本正博。代読でございます。

土地の所在地を申し上げます。４ページをお開き下さい。県道○○線の○○トンネル入口手前から、左に○○道路を約１ｋｍ進みますと、多良見町との境の左側で青色で表示しているところになります。

議　長　　事務局からの説明に対して、地元委員さんから補足説明があったらお願いいたします。

８　番　　８番柿本です。先日、確認に参りました。一部分を農地改良して、改植を行うということで、基盤整備は済み、３月２２日に改植が終了しております。

議　長　　他に皆さん方からございませんか。

【はいの声あり】

議　長　　それでは、他の行事報告をお願いいたします。

【この後、平成２６年３月行事報告が行われた。】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会３月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【農地中間管理機構ついて】
【農業委員会の改革に向けた組織討議と意見の集約の実施アンケートについて】